第12回　いなべ市農業委員会 議事録

開催日　令和８年10月９日
場　所　行政棟　庁議室

委員の出欠状況

１番	近藤　修	出	２番	石原　昭彦	出	３番	中村　進也	出
４番	伊藤　恵子	出	５番	瀬木　光	出	６番	二之湯和彦	出
７番	小寺　俊行	出	８番	小林　政則	出	９番	美濃部孝司	出
10番	中西　康弘	出	11番	岡田　康平	出	12番	片岡　節男	出
13番	伊藤　清徳	出	14番	服部　清徳	出	15番	中村　正治	出

開　会　時　刻　　午前　　９時00分
閉　会　時　刻　　午前　　９時50分

１　開会の辞 事務局長(小高秀之)	それでは只今から第12回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
２　会長挨拶 会長(瀬木　光)	いなべ市農業委員会総会規則第５条に基づき、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
３　開会の宣言 議長(瀬木　光)	只今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第12回いなべ市農業委員会を開会いたします。
４　議事日程 (日程第１)　議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第１、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第６条第２項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、８番議席小林政則委員と、９番議席美濃部孝司委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いします。
(日程第２)　議長	それでは、報告第17号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	日程第２　報告第17号 農地法第18条の規定による合意解約通知について 次のとおり、農地法第18条第１項第２号に基づき合意解約され、同条第６項の規定による通知があったので報告する。令和８

		年10月9日提出　いなべ市農業委員会長　瀬木　光 原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。 今回の案件は3件、3筆、面積1,537㎡であることを報告します。
	議長	事務局の説明は終わりました。 これらの報告事項について質問等がありましたらお願いします。 他に質問がなければ次に進みます。
（日程第3）	議長	議案第61号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第3　議案第61号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和8年10月9日提出　いなべ市農業委員会長　瀬木　光 中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 総筆数は35筆、総面積は37,085.00㎡です。

	議長	議案第61号は農地集積を目的とし、賃貸借、使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。 内容について、何か質問等がありましたらお願いいたします。 特にないようですので、採決に入ります。 議案第61号「農用地利用集積等計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」について採決いたします。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。
(日程第4)	議長	続きまして、議案第62号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第4　議案第62号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和8年10月9日提出　いなべ市農業委員会長　瀬木　光 今回の3条所有権移転の申請は、9件、26筆、面積26,509.61㎡です。 ＜38番案件＞の申請地は、藤原町古田地内の畑です。 譲受人である岐阜県大垣市の[redacted]が、岐阜県大垣市の[redacted]が所有する議案書に記載の2筆、161㎡を贈与により譲り受ける申請です。 ＜39番案件＞の申請地は、大安町南金井及び門前地内の畑です。 譲受人である大安町門前の[redacted]が、大安町門前の[redacted]が所有する議案書に記載の3筆、240.61㎡を贈与により譲り受ける申請です。 ＜40番案件＞の申請地は、員弁町坂東新田地内の畑です。 譲受人である員弁郡東員町の[redacted]が員弁町坂東新田の[redacted]

	[redacted]が所有する議案書に記載の２筆、1,725㎡を贈与により譲り受ける申請です。 ＜41番案件＞の申請地は、北勢町西貝野地内の畑です。 譲受人である北勢町西貝野の[redacted]が、北勢町西貝野の[redacted]が所有する議案書に記載の１筆、39㎡を売買により譲り受ける申請です。 ＜42番案件＞の申請地は、大安町高柳地内の畑です。 譲受人である大安町高柳の[redacted]が、大安町高柳の[redacted]が所有する議案書に記載の１筆、175㎡を売買により譲り受ける申請です。 ＜43番案件＞の申請地は、藤原町山口地内の畑です。 譲受人である藤原町山口の[redacted]が、名古屋市の[redacted]が所有する議案書に記載の１筆、219㎡を売買により譲り受ける申請です。 ＜44番案件＞の申請地は、大安町丹生川中地内の田畑です。 譲受人である大安町丹生川中の[redacted]が、北勢町新町の[redacted]が所有する議案書に記載の３筆、1,743㎡を売買により譲り受ける申請です。 ＜45番案件＞の申請地は、大安町石榑南地内の田です。 譲受人である大安町石榑北の[redacted]が、大安町丹生川上の[redacted]が所有する議案書に記載の２筆、1,813㎡を贈与により譲り受ける申請です ＜46番案件＞の申請地は、大安町鍋坂地内の田畑です。 譲受人である三重郡菰野町の[redacted]が、大安町鍋坂の[redacted]が所有する議案書に記載の11筆、20,394㎡を売買により譲り受ける申請です
議長	以上所有権９件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、採決を行いたいと思います。 議案第62号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の

		挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。
（日程第５） （日程第６）	議長	続きまして、議案第63号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第64号「農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第５　議案第63号 農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第５条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和８年10月９日提出　いなべ市農業委員会長　瀬木　光 今回の申請は、５件、８筆で面積3,805.00㎡です。 ＜32番案件＞の申請地は北勢町田辺地内の畑です。農地区分は、２種農地です。 転用計画としては、名古屋市の[redacted]が北勢町田辺の[redacted]が所有する議案書に記載の２筆、990.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。 ＜33番案件＞の申請地は、藤原町上之山田地内の田です。農地区分は、２種農地です。 転用計画としては、四日市市の[redacted]が藤原町上相場の[redacted]が所有する議案書に記載の２筆、812.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。 ＜34番案件＞の申請地は藤原町上之山田地内の畑です。農地区分は、２種農地です。

	転用計画としては、広島市の[redacted]が員弁町笠田新田の[redacted]が所有する議案書に記載の１筆、584.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。 ＜35番案件＞の申請地は北勢町東村地内の田です。農地区分は、３種農地です。 転用計画としては、東京都港区の[redacted]が北勢町垣内の[redacted]が所有する議案書に記載の１筆、796.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。 ＜36番案件＞の申請地は大安町梅戸地内の登記地目田、現況地目畑です。農地区分は、３種農地です。 転用計画としては、四日市市の[redacted]が大安町宇賀の[redacted]が所有する議案書に記載の２筆、623.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は最終桝から東側水路へ放流します。。 続きまして、日程第６　議案第64号 農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第５条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和８年10月９日提出　いなべ市農業委員会長　瀬木　光 今回の５条使用貸借権の申請は、３件、６筆、面積1,347.00㎡です。 ＜13番案件＞の申請地は、員弁町松之木地内の田です。農地区

	分は、２種農地です。 転用計画としては、員弁町松之木の[redacted]が員弁町松之木の[redacted]が所有する議案書に記載の２筆、456.00㎡を隣接雑種地34.00㎡と併せて490.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は盛土最大約70cm、切土は無しです。境界にはブロック塀等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は既設水路へ放流します。 ＜14番案件＞の申請地は、大安町石榑南地内の畑です。農地区分は、３種農地です。 転用計画としては、四日市市の[redacted]が大安町石榑南の[redacted]が所有する議案書に記載の１筆、462.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。周囲にはブロックフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び集水桝を設置し南側の側溝に放流します。 ＜15番案件＞の申請地は、藤原町市場地内の田畑です。農地区分は、２種農地です。 転用計画としては、四日市市の[redacted]が藤原町市場の[redacted]が所有する議案書に記載の３筆、429.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土と盛土は無しです。境界にはコンクリートブロック積を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は敷地内で集水し、南東にある道路側溝に放流します。 以上５条所有権移転５件、使用貸借権設定３件の計８件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきまして、10月２日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員	議案第63号「農地法第５条の規定による農地の所有権移転許可申請について」５件、議案第64号「農地法第５条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」３件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。
中村正治委員	33番案件で、集落の中に太陽光発電施設を設置する申請ですが、こちらは田ですので、地権者は耕作をしないから売却して太陽光施設に転用しようとしますが、本来なら市の農業振興課などへ相談をして、きちんと田の管理をしていくようにしないといけないのではないですか。
事務局	中村委員の仰る通りでして、無理な開発や無計画な太陽光発電施設がいいのかというのは、全国的な問題でもあります。農地法の中でも縛りは有り、農振農用地や第１種農地では太陽光発電施設は認められておりません。 集落内の農地についてですが、隣地の民家の方にご迷惑がかかるかどうかの話になると、それは農業委員会として規制をかけることはできません。なぜなら、それは民法の話となり、我々が扱っているのは農地法です。ただし、三重県におきましては太陽光発電施設のガイドラインを４月から改定しておりますので、10kw以上の太陽光発電施設につきましては、100ｍ以内に居住する方へ説明会又は事前周知措置を実施することとなりました。そちらの方で三重県としても確認を行っていきます。 農地の話に戻りますと、集落内の農地を転用するかは、地権者様の意向でもあり、それも農地法で規制ができるものではありません。
議長	他に特に無いようですので、議案第63号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

	全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第64号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。
（日程第7）　議長	続きまして、議案第65号「非農地証明願い承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	日程第7　議案第65号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和8年10月9日提出　いなべ市農業委員会長　瀬木　光 今回の申請は9件、18筆、1,864.91㎡です。 ＜29番案件＞の申請地は、大安町門前地内の台帳地目、畑です。 願出者は大安町門前の[redacted]で、昭和57年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 ＜30番案件＞の申請地は、北勢町東村地内の台帳地目、畑です。 願出者は北勢町東村の[redacted]で、平成14年から宅地に転用し、現在に至っております。 ＜31番案件＞の申請地は、北勢町其原地内の台帳地目、畑です。 願出者は京都府相楽郡精華町の[redacted]で、平成14年から宅地に転用し、現在に至っております。 ＜32番案件＞の申請地は、藤原町山口地内の台帳地目、畑です。 願出者は名古屋市の[redacted]で、平成18年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

	＜33 番案件＞の申請地は、大安町丹生川久下地内の台帳地目、田です。 願出者は愛知県稲沢市の[redacted]で、昭和 58 年以前から山林に転用し、現在に至っております。 ＜34 番案件＞の申請地は、大安町片樋地内の台帳地目、田畑です。 願出者は北勢町飯倉の[redacted]で、平成 5 年から宅地に転用し、現在に至っております。 ＜35 番案件＞の申請地は、大安町片樋地内の台帳地目、畑です。 願出者は北勢町飯倉の[redacted]で、平成 18 年以前から山林に転用し、現在に至っております。 ＜36 番案件＞の申請地は、員弁町笠田新田地内の台帳地目、田です。 願出者は桑名市の[redacted]で、昭和 63 年から宅地に転用し、現在に至っております。 ＜37 番案件＞の申請地は、大安町石榑下地内の台帳地目、畑です。 願出者は大安町石榑下の[redacted]で、昭和 50 年から宅地に転用し、現在に至っております。 以上 9 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。 他に特に無いようですので、議案第 65 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しまし

	た。
5　その他　　議長	議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。 次回は、11月2日午前9時から現地調査です。 9番美濃部孝司委員と10番中西康弘委員は出席をお願いします。 次回委員会は、11月10日となりますのでよろしくお願いします。 会場は、本庁舎2階庁議室となります。
6　閉会の宣言　　議長 【午前9時50分閉会】	それでは、これをもちまして第12回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和　　年　　月　　日

いなべ市農業委員会
議長　　瀬木　光

議事録署名者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿